

市の鳥制定に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	市の鳥制定修正案
1-1		全般	<p>市の鳥の制定の試みは大変良いと思います。市民として応援したいと思いました。</p> <p>資料によると現在は生育しているようですが、もし流山市内で生育が確認できなくなった場合はどうするのですか。対応を教えてください。</p> <p>生息域が市内に確認できなくなった場合は、「昔は生育していたが今はいない」となりますので、市の環境にとってマイナスイメージと思います。また、なにも地域の環境の影響だけでなく、地球規模の気候変化や他の生物種の影響等、様々な要因があり得ます。どのような理由にしろ、オオタカがいなくなった場合はマイナスイメージになり、地域の価値が下がることもあり得ます。このようなリスクを市でどのように評価しているのかということについても併せて教えてください。</p>	<p>オオタカは、ご指摘のとおり別の土地に移り住んで繁殖する可能性もありますが、逆にオオタカが生息できる環境を保全することで、新たな営巣が始まる可能性もあります。</p> <p>市では、新たな重点地区を指定するなど、生物多様性ながれやま戦略(第二期)を推進することで、オオタカが生息できる環境の保全に努めていきたいと考えています。</p>	無	
1-2		制定理由、資料	<p>制定理由に「市民アンケートの結果や環境審議会の意見を踏まえ」とあります。市民アンケートの結果については資料に掲載されていますが、環境審議会の意見は資料に見受けられません。両者は制定の根拠とされており、市民アンケートの結果だけでなく、環境審議会の意見も資料に掲載すべきです。別途議事録等が公開されているとは思いますが、この資料に直接掲載しないと市民が妥当性を判断できません。今後のパブリックコメントでは配慮いただきたくお願いします。</p>	<p>環境審議会からは、生物多様性ながれやま戦略(第二期)に関する答申文の文中に、「生物多様性の象徴であるオオタカを広く市民に周知・啓発することで、生物多様性ながれやま戦略の推進と市内の自然環境の保全に貢献するものと考えます。」というご意見をいただきました。</p> <p>ご指摘のとおり今後はよりわかりやすい資料作成に努めます。</p>	無	
1-3		制定理由、資料	<p>市民アンケートで「他の鳥」が良いと思うと答えた方のご意見を市ではどのようにお考えなのか、見解をお聞かせください。</p> <p>「他の鳥」の多くは、キジ、スズメ、ハトなど、現在の流山で普段目にすることができる身近な鳥です。私は「他の鳥」という意見には、「オオタカ」は身近ではないという意味があるのではないかと思います。私もオオタカは全く身近ではありません。見たことがなくても情報を知っていれば身近に感じられますが、おおたかの森駅やショッピングセンターを良く利用しているにも関わらず、そもそも住んでいるという噂の「おおたかの森」がいったいどこにあるのか、看板も一切見たことがありませんし、知りません。グーグルマップで検索しても森がどこにあるのかわかりません。このような状況では、正直、流山市におオオタカが本当にいるのかなあ？という疑念さえ抱きます。保護のために明示していないのかもしれませんが、知らせないことは無関心を招き、危険だと思います。市では十分に広報しているとお考えかもしれませんが、おおたかの森駅に「おおたかの森」までの案内看板が無い時点で不十分だと思います。</p> <p>90.4%が「オオタカ」に賛成であったことを制定理由の一つに挙げていますが、少数の意見に現在の「オオタカ」に対する市の政策や市民の理解に関する問題点が示されていると思います。認知されていないのにオオタカを守ることはできません。市の鳥の制定を機に、オオタカに対する市民の理解が進み、保護がさらに進むことを期待しています。</p>	<p>「オオタカ」は猛禽類であるため、キジやスズメなどのように生息数が多い生物ではありません。市内各所で「おおたか」の名が用いられる等、「おおたか」という名称は浸透し市民にとって身近になっていますが、ご指摘のとおり鳥としてのオオタカについてはまだ知られていないところが多いため、市の鳥に制定された後は、生態等について市民の理解や子どもたちへの啓発が進むよう市教育委員会とも連携して周知してまいります。</p> <p>なお、上下水道局では、市の鳥制定を踏まえ、下水道事業のPRを兼ね、オオタカを描いたマンホール蓋を製作し、流山おおたかの森駅周辺に設置していく予定です。</p>	無	

市の鳥制定に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	市の鳥制定修正案
2-1		全般	<p>オオタカを流山市の市の鳥に制定するに際して、オオタカを保護するための条例の制定を強く求めます。オオタカを保護するための法的な保証がなければ、オオタカを流山市の市の鳥に制定することは反対します。</p> <p>流山市には、市野谷の森を主として他にも数か所オオタカの営巣が確認されていますが、近年のつくばエクスプレスの沿線開発等の影響によりどの営巣地のオオタカも生息の危機にさらされています。また、オオタカはたいへん神経質な鳥で、繁殖期にカメラマン等が営巣木に近づいただけで営巣を止める可能性があります。オオタカが市の鳥に制定されることにより市民の関心が高まり、営巣地への人的な圧力によりオオタカの繁殖を妨害することを危惧します。</p> <p>将来にわたってオオタカの生息を保証するためには、行政による有効なオオタカ、及びその繁殖地、狩り場等の保護・保全が絶対的に必要であり、行政の施策を継続するための保護条例等の法的な裏付けが必要です。</p> <p>オオタカを市の鳥に制定することは流山市民の自然環境保護の意識を高め行政の施策を推進する上で有効な手段と考えますが、オオタカを市の鳥に制定することによってオオタカの生息が危機にさらされることはあってはならないことだと思います。市の鳥に制定されたオオタカが今後も流山市で生息を続けるために、オオタカを保護するための条例の制定が不可欠と考えます。</p> <p>キャラクターなどの制定は、お祭りの目的のみで制定される場合は好ましくないと考えます。</p>	<p>オオタカの保護条例については、繁殖地や狩場の多くが私有地であり、また永続的に一定地域に固定されるものでなく、条例により当該地区内での市民の行動を制限することは馴染まないことから、条例制定は考えていません。</p> <p>条例制定に固執することなく、市民団体等と保全策について協議し積極的に推進していきます。</p>	無	